（河川課の所掌事務）

第六十六条　河川課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　略］

三　河川等、水資源の開発又は利用のための施設、管理ダム（沖縄振興特別措置法第百七条第七項の規定により特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）が適用されるダムをいう。以下この条において同じ。）、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び海岸に関する事業（以下「河川事業等」という。）に要する費用に関する資料の作成に関すること。

［四～六　略］

七　流域における治水及び水利並びに流域の振興及び連携等に関する施策の調査及び調整その他当該施策の推進に関すること（建設行政課の所掌に属するものを除く。）。

［八～十三　略］

十四　水防に関すること（建設産業・地方整備課の所掌に属するものを除く。）。

十五　二級河川に係る河川整備基本方針の同意に関すること。

十六　二級河川に係る河川整備計画の同意に関すること。

十七　二級河川の改良工事に係る同意に関すること。

十八　河川事業等の指導、監督及び助成に関すること。

十九　管理ダムの維持及び修繕その他の管理の実施に関すること。

二十　管理ダムの操作規則に関すること。

二十一　管理ダムに係る放流に関する通知及び一般に周知させるために必要な措置に関すること。

（河川課の所掌事務）

第六十六条　河川課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一・二　同上］

三　河川等、水資源の開発又は利用のための施設、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び海岸に関する事業（以下「河川事業等」という。）に要する費用に関する資料の作成に関すること（流域調整課の所掌に属するものを除く。）。

［四～六　同上］

七　流域における治水及び水利に関する施策の調査及び調整その他当該施策の推進に関すること（建設行政課及び流域調整課の所掌に属するものを除く。）。

［八～十三　同上］

十四　水防に関すること（建設産業・地方整備課及び流域調整課の所掌に属するものを除く。）。

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

［号を加える。］

二十二　水に関する情報収集及び発信に関すること。

［条を削る。］

（洪水・渇水予測専門官）

第八十条　河川課に、洪水・渇水予測専門官を一人置く。

2　［略］

［号を加える。］

（流域調整課の所掌事務）

第六十六条の二　流域調整課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第六十六条第三号に掲げる事務のうち、補助事業に係る事務に関すること。

二　二級河川に係る河川整備基本方針の同意に関すること。

三　二級河川に係る河川整備計画の同意に関すること。

四　指定区間内の二級河川に係る流域水害対策計画の同意に関すること。

五　二級河川の改良工事に係る同意に関すること。

六　河川事業等の指導、監督及び助成に関すること。

七　河川流域の振興及び連携等に関する施策の調整及び推進に関すること。

八　沖縄振興特別措置法第百七条第七項の規定により特定多目的ダム法（昭和三十二年法律第三十五号）が適用される多目的ダム（以下この条において「管理ダム」という。）の維持及び修繕その他の管理の実施に関すること。

九　管理ダムの災害復旧に要する費用の要求に関する資料の作成に関すること。

十　管理ダムの操作規則に関すること。

十一　管理ダムに係る放流に関する通知及び一般に周知させるために必要な措置に関すること。

十二　水に関する情報収集及び発信並びに管理ダムに係る水防に関すること。

（洪水・渇水予測専門官）

第八十条　流域調整課に、洪水・渇水予測専門官を一人置く。

2　［同上］